

お知らせ

2024年 8 月 30 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3 号機の長期施設管理計画に係る申請書を提出しました

玄海原子力発電所 3 号機は、現行の原子炉等規制法に基づき高経年化技術評価を行い、2024年 3 月 13 日に同評価結果を反映した原子炉施設保安規定について、原子力規制委員会から認可をいただいています。

(2024年 3 月 13 日お知らせ済み)

原子炉等規制法の改正（2025年 6 月 6 日施行）により、高経年化プラントへの安全規制が強化され、運転開始から 30 年を超えて原子力発電所を運転する場合、10 年を超えない期間ごとに施設の劣化管理を定めた「長期施設管理計画」を策定し、同委員会の認可が必要となりました。また、施行日時点で運転開始から 30 年を超える原子力発電所については、施行日の前日（2025年 6 月 5 日）までに長期施設管理計画の認可が必要となります。

このため、玄海原子力発電所 3 号機は、現行の原子炉等規制法で認可をいただいている原子炉施設保安規定に添付した高経年化技術評価書の内容に加え、製造中止品に対する管理（サプライチェーンの管理）や品質マネジメントシステムに基づく劣化管理を追加した長期施設管理計画を策定し、本日、同委員会へ提出しました。

当社は、今後の国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう、積極的な情報公開に努めてまいります。

以 上

（参考）高経年化技術評価

- 原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降 30 年を経過する日までに、安全機能を有する機器・構造物等について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、運転開始後 30 年以降 10 年間に実施すべき長期的な施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を定めるもの。



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。